

## 鳥取藩池田光仲時代における事件の実録化について

田 中 則 雄  
(島根大学法文学部)

### 摘 要

鳥取藩政資料及びその周辺に位置する資料群を見ていくと、藩士の起こした事件は『家老日記』など藩の公的記録に書記されるにとどまらず、同時に関係者とその周辺に語り伝えを発生させ、その内容がやがて諸種の文献の中に書き留められていったことが分かる。またそうした語り伝えの中では、実説に対する改変増補が行われ、事件や人物への独自の解釈や評価がなされることも起こってくる。ここでは、実録(実録体小説)の生成・展開と同様のことが生じている。

鳥取藩初代藩主池田光仲在任時代、寛永九年(一六三二)―貞享二年(一六八五)に起こった四つの刃傷事件は、一八〇〇年代中葉に至るまで語り伝えられ、また文献の中に書き留められていった。その中に見られる実録化の様相について考察する。

キーワード・実録 近世小説 鳥取藩

### 一 はじめに

前稿「鳥取藩士宅間八太夫事件の実録化について」<sup>①</sup>において論じた通り、鳥取藩政資料及びその周辺に位置する資料群を見ていくと、藩士の起こした事件は、『家老日記』など藩の公的記録に書記されるにとどまらず、同時に関係者とその周辺に語り伝えを発生させ、その内

容がやがて諸種の文献の中に書き留められていったことが分かる。またそうした語り伝えの中では、実説に対する改変増補が行われ、事件や人物への独自の解釈や評価がなされることも起こってくる。これらは、実録体小説としての書物の形態を整えるまでには至っていないものの、そこで生じていることは、一種の実録化と見ることができ。このような観点から、本稿では、鳥取藩初代藩主池田光仲在任時代、寛永九年(一六三二)―貞享二年(一六八五)に起こった四つの刃傷事

件について、如何に語り伝えられ書き留められたか、その様相を辿りたい。

『鳥取県史 第四卷』<sup>2</sup>では、寛永九年、当時三歳であった光仲が従兄池田光政との国替えによって備前から移って鳥取藩が成立し、以降特に寛文年間(一六六一―一七三)頃にかけて家臣の格式・職制の整備が行われた結果、文治的風潮が高まり武士の官僚化が進んだとみる。かくて寛文六年(一六六六)七月、藩士の高浜権右衛門が西田小左衛門を斬った事件について、西田が高浜の家筋が低いと擲論したのに対して、大坂の陣における父の武功を誇りとする高浜が憤慨したもので、武人派の反骨の姿勢によると解している。しかしながら、家筋を擲論したというのは後世の『因府録』に記載されていることであり、一方藩の『家老日記』には、西田は「様々悪口仕候」とあるにとどまる点に留意しておくべきである。<sup>3</sup>『因府録』に関しては、坂本敬司「鳥取藩家老制度の成立過程」<sup>4</sup>に、承応元年(一六五二)六月の家老荒尾但馬罷免事件を取り上げる中で、従来この事件に関する論は『因府録』に依拠するものの、この書は後世の風聞や伝承に基づく記述が多いとして、より一次的な資料を掲げて事件についての再検討を行っている。即ち、ある事件を意味付け評価するに当たっては、資料の記述の成立した背景(説の継承や変容の様相)を可能な限り解明しておくべきであるということである。実説と、実録的記述との関係のあり方を探ることは、史学・文学の双方にとって有益な作業であると思われる。

なお高浜・西田喧嘩の一件は、近代に至って三田村鳶魚「伊賀の水月」<sup>5</sup>において言及されるが、そこでは、西田が高浜を斬った後、堂々切腹を遂げて武道の作法を全うした話として記している。即ち、前

記の『家老日記』等で、西田は高浜に悪口を浴びせ斬られたのであり、その言動は重々理不尽なるものであったとするとところから反転が生じている。また宮脇久右衛門が京都の町中で武士を斬った事件(本稿第五節に後掲)について、有本天浪編『古武士の面影』(文成社、一九〇九年)では、酔った町同心たちに恥辱を与えられようとしたのを見事に斬り散らし武勇を顕したものとするが、鳥取藩内ではこれとは異なる説が語られていた。近代に至って出版物に採録された説も相対化して捉えるべきであって、問題は、特に近世の段階で如何なる説が語られ如何に変容したかということであろう。本稿は以上の問題意識から考察を行うものである。

## 二 高浜権右衛門・西田小左衛門喧嘩の事

寛文六年(一六六六)七月、高浜権右衛門が西田小左衛門を斬害し、自身は切腹を仰せ付けられる事件が起こった。まずは藩の記録である『家老日記』<sup>7</sup>寛文六年七月四日の条に記す所が当時実説と見なされていた内容であると考えられる。それによれば、七月一日、少し先に登城していた権右衛門に向かって、後に来た小左衛門が悪口した。権右衛門は殿中故にこれを堪え、下城後小左衛門宅へ行ったが不在、翌朝再度赴き斬害した。この件殿様の御耳に達し、非は専ら小左衛門にあると認識されたが、喧嘩両成敗の法は逃れ難く、権右衛門は切腹を仰せ付けられた。

高浜権右衛門・西田小左衛門儀、七月朔日御礼日に付登城仕候。権右衛門は少先え御城え罷出、小左衛門は暫跡分参候。然処、権右衛門を目掛、小左衛門様々悪口仕候。然ども殿中儀故、権右衛

門致堪忍、何之返答も不申不入聞体に而罷在由。下城以後右之存念為可承届、小左衛門方え押参候へども、宿に居不申、翌朝又小左衛門所え参、座敷へ呼出、「昨日於御城雜言之品々覚在之哉」と申候へ共、小左衛門中々存立以申通申に付、即座に小左衛門を斬殺候。則其座不去立罷在一町之者共方え人を遣、右之首尾申聞、其以後御横目衆へも注進仕由。池田大藏早々被参、右之子細具被承、家老中え被申届故、早々御耳に立候処、小左衛門儀重々不理尽之族、権右衛門儀は当座於御城堪忍仕、前後之首尾無残所様子に付、御思案被遊可被仰出候間、先池田大藏え御預被成御意付、此旨大藏え申渡、其日は其儘権右衛門屋敷に罷在候。然共喧嘩兩成敗之御法に候へば、又翌日切腹被仰付候。

続けて、殿様からは「小左衛門重々不届、権右衛門は前後之首尾神妙成裁許」にて、権右衛門の遣された娘たちを彼の兄太兵衛方にて養育すべきことなど達せられ、不憫を加えられたと記す。なお『高浜槌弥家譜』に記す所も、これとほぼ同文である。

佐藤長健が宝暦年間（一七五一—一七六四）に至るまでの藩に関わる諸事を記録した『因府録』には、この事件に関して四つの説を掲げる。第一は、前掲『家老日記』と重なる内容である。但し、城内において「西田如何成所存有てや、高浜を目懸け群雄の面前を不顧悪言大に罵りけり」、翌日早朝高浜が来訪した時、西田は「弥過言す」などと、西田側の悪を強調している。また末尾に、西田宅の場所について言及し、この事件が今も語り伝えられていることを言う。

其頃西田が屋敷は、湯所中の惣門外の堀端を西に通れば内田の方に突抜の小路有、南側の角也。今に湯所の喧嘩屋敷と云は、其頃より云触したる也。

鳥取藩池田光仲時代における事件の実録化について（田中則雄）

第二に記す説は、次の如きものである。

或説に、西田に高浜が遺恨の根元は、七月朔日登城の時同道せん  
と兼約せしに、高浜先に出けるを憤りて、高浜に向て言けるは、  
「流石に家柄の船頭は功者なれども、はやき船も淀に着遅き舟も  
淀に着たり」と、繰返し々々旬りけると也。

この説では、高浜が先に登城したことに西田が腹を立て、執拗に悪口したことから事件が起こったとする。権右衛門の父高浜十兵衛正友は、元は水軍技術家で、慶長一九年（一六一四）池田忠雄の臣横川治兵衛重陳に従い、大坂冬の陣に水主として従軍し、伯耆ヶ淵の戦いで敵将平子主膳正貞を討ち、後に光仲に仕え、荒尾但馬の組士となり、米子で船舶を管するなどした。その次男が権右衛門である（『高浜槌弥家譜』等）。西田はこのことを「家柄の船頭」と侮辱したのである。ここに言う「或説」とは、当日現場の状況を直接知る人に拠るものか、あるいは、一旦『家老日記』に言う如き簡潔な情報が広まった後に真しやかに作られた話か。もし後者であれば、実録の生成と極めて似た現象ということになる。

第三は、『雪窓夜話』巻八所収の話の引用である。『雪窓夜話』は、宝暦五年（一七五五）に没した上野忠親が最晩年まで編纂を続けて成ったものである（ここでは、直接『雪窓夜話』の写本に拠って掲げる）。当事件に関する条は、「石河四方左衛門正直が語ったという以下の如きものである。登城して儀礼の始まる前に諸士が雑話していたところ、高浜が言った「当座ノ一言」を西田が「耳ニカケテ」鬱憤を差し挟み、下城するや高浜の宅へ押し掛け斬り付けた。高浜は側に置いていた脇指を抜く間もなく鞘ながら取って防戦し、西田目掛けて走り込んだが突き止められた。西田はその場で切腹した。高浜の死骸

は脇指を引き被ったまま木人の如く固まって動かなかつた、とする。『因府録』は、『雪窓夜話』のこの一条を引用した上で、「高浜が西田を切たる事、世人聞知たり。素より記録有て明白なれば論ずるに不<sub>レ</sub>及。按ずるに、高浜を西田と取違へたる咄しの齟齬成べし」としている。この『雪窓夜話』所収話は、『家老日記』の伝える如き実説が入れ違った状態で伝わり、そこに両者の戦いぶりについて虚構が付加されて成立したものと考えられる。但し、西田について「其名ヲ得タル喧狂ノ不理屈ノ者也ケレバ」と、その人間性に問題があったことを言、高浜について、

此権右衛門ハ大坂ニテ高名アリシ高浜十兵衛ガ次男也。血筋ホド有テ不運ニシテ片刃ニ擊殺サレタレ共、夫死ザマ凡人ニアラズト、見ル人舌ヲ振ヒタリ。

と、親十兵衛の大坂の陣での奮戦と関連付けている点は注目される。即ち、実説から乖離したまま虚構を設けるに際して、事件を人間性や家系のことと関連付けて、かかる人物なればかくあるべしという発想に拠っていたことが見て取れるのである。なお前掲した三田村鳶魚の説は、この『雪窓夜話』所収話に拠りつつ武道を体现した美談とする方向へ加工したものである。

そして『因府録』は第四に、「同条また佐久間が古記に曰」として次を掲げる。同条とはこの前の第三に引く『雪窓夜話』巻八を指すかとも思われるが、現存『雪窓夜話』の写本にはこの記述は見られない。佐久間が古記については未詳。

高浜・西田喧嘩の事は、寛文六年七月朔日登城の前晩に、隣家故同道の約束申、朔日に高浜誘ひ申候所、西田は「先に御出可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下。御跡より登城可<sub>レ</sub>申」と及「返答」候故、高浜は登城す。

西田も跡より登城するに、此時西田大口にて段々咄しの席に、「隣家の船頭は家筋にて朝起故」杯と殊の外過言の咄し聞通し難く候得共、無<sub>二</sub>何事<sub>一</sub>下城し、翌日早天に西田が宅に高浜罷越し案内に及び候所、台所より「昨日の過言了簡に不<sub>レ</sub>及」と申、拔懸左りげさに切付け候。……依て達<sub>二</sub>上聞<sub>一</sub>候所、高浜が趣意宜に付、其儘切腹御免の趣に相聞え候へども、西田が組頭天野清蔵其外組中承知を不<sub>レ</sub>致、「高浜其儘御免に相成候はゞ、天野始組中不<sub>レ</sub>残高浜が宅に罷越し、西田が本望達し可<sub>レ</sub>申」旨内談相極める。此事御上に聞へ、事騒動に付、高浜は後日に切腹被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>。

この説では、西田は高浜が先に登城したことに託けてやはり高浜の家系を侮辱したとする。また後半に言う所は、前掲『家老日記』で、殿様は非は専ら西田に有りとしつつも、結局喧嘩両成敗の法により高浜に切腹を仰せ付けたとあったのに対して、ここには、西田の属する天野清蔵組中による圧力が働いたとの見方を示している。

以上『因府録』は四つの説を併記しているが、そこから知られるのは、『家老日記』に言う西田の「悪口」に当たる部分の具体的な中身を語る、またその一方で、実説と齟齬を生じたまま虚構を増幅させて語る、といった営みが行われていたことである。なお鳥取県立図書館に『雪窓夜話』と称しつつ別の書と見なすべき写本がある。上野忠親『雪窓夜話』所収の条から取捨選択し、且つ記述を改変しつつ継承し、類する話題を追記編集したもので、一八〇〇年代に入ってから成立したものと見られる(以下これを、別本『雪窓夜話』と称する)。この書では、右の『因府録』に引く第一から第三の説を掲出している。

『因府歴年大雑集』<sup>13)</sup>は、安政六年(一八五九)に没した岡島正義が晩年に編纂した書で、藩に伝わる諸資料から記事を採集している。但し

この条においては、依拠した資料名を記していない。西田は「生得悪言ヲ吐テ、ヨク朝寝セル人ト云」われており、七月朔日の御礼に、「隣家同士同道シテ登城ス可シトノ約諾」をしていたが支障を生じたとする。

其日高浜方へハ、疾支度ヲナシテ、西田ヲ毎々催促セシカドモ、兎ヤ角隙取候内、已ニ遅刻ニ及シカバ、権右衛門ハ兼、留守へ断ヲ言遣シテ登城セシニ、西田来リテ、不快ニ存ジ、出仕ノ上、権右衛門ノ聞所ニテ人ニ語候ニハ、「我等ガ居ケル近辺ハ馬方船頭ノ寄合ニテ、一旦約束セシコトモ当<sup>アテ</sup>ニナラズ。去トモ船頭ガ急ギ船ヲ出シ候テモ、俗諺ニモ言ヘルガ如ク、遅キ船モ淀ニ著タリ」ト、権右衛門ガ父ノ初微賤ナリシコトヲ荅<sup>コタ</sup>ミテ、朋友群居ノ中ニテ散々悪口ニ及シカバ、権右衛門ハ其座モ難ニ黙止一思ヒ侍レドモ、殿中ナレバ、無<sup>ニ</sup>詮方<sup>ニ</sup>堪忍シテ退城セリ。サテ家ニ帰リテ跡々ノコトドモ取認メ、翌二日ノ黎明、西田ガ宅ニ推参シテ、意趣ヲ述テ切カクル。西田ハ鮫鞘ノ大脇差ヲ指居ケルガ、抜間モ無ク、鞘ノマ、ニ請ケルガ、刃ニ切込マレテ、遂ニ抜コトナラズシテ、高浜ガ為ニ頸ヲ打落サレタリ。

これは前掲『因府録』の第二の説と同軌であるが、更によく筋が通るよう整えられている。即ち先ず西田の人間性に問題があったとした上で、高浜は同道の約束を守るべく西田に支度を促したが、西田は暇取り、高浜は泳えかねて西田に断りを入れた上で先に登城した。ところが西田は不当に立腹し、並み居る傍輩の前で彼の家系のことを侮辱したとする。

以上より、高浜・西田喧嘩事件の語り伝えの経緯を次のように纏めることができる。先ず実説としては、『家老日記』に言う如き、「高浜

鳥取藩池田光仲時代における事件の実録化について(田中則雄)

が先に、西田は後に登城／西田が高浜に悪言、高浜は堪忍／高浜は翌朝西田宅へ赴き前日の件を質し斬害。その後の首尾殊勝／殿様は非は専ら西田にあると認識すれど、喧嘩両成敗の法により、高浜へ切腹仰せ付けらる」というものであった。そこに、特に、西田の高浜への悪口とは如何なるものであったのかという部分を、西田の人間性、高浜の家系という観点に沿って描き込んだ。上野忠親『雪窓夜話』の説は、相手を斬りに行った側が入れ替わっているが、当事者の人間性や家系のことと合理的に繋がることを意識して話が組み立てられたことが見て取れる。

### 三 野間彦兵衛宅における斬害事件

天和二年(一六八二)七月一九日、野間彦兵衛宅において、彦兵衛らが小草履取の虎之助に斬害される事件が起こった。『家老日記』同年八月二五日の条に次のように記す。

先月十九日之夜、野間彦兵衛を何ものやら斬殺し、立退申に付、御国境迄御歩行に足軽相添追手に被遣候へば、其後石井郡より注進、倉見村に而自害人兩人有之、下人と相見へ申由に付、遂吟味候へば、彦兵衛召仕候虎之助と申小草履取、忝人は角助と申人足之由候。其後関助・六助と申彦兵衛下人同類之由に付、銀子分ヶ取仕候哉と御目付衆数日遂吟味被申候処に、兩人は銀子之儀取不申由申候。然共、彦兵衛を斬殺し、銀子わけ取可仕と、前廉申合仕候。

続いて科人虎之助、共に逃亡した角助、共謀したと見なされた関助・六助等の刑罪のことが記される。ここには事件の発生と科人らの追跡

捕縛と刑罪に関する大筋のみが記され、斬害の具体的な在り様については触れていない。然るにその部分については人々の間で語り伝えられていた。『因府歴年大雑集』では、依拠した文献名を記さないが、殺害の状況について具体的な記述を収録している。

十九日之夕方、彦兵衛は常の如く行水して、浴衣のまゝ、居たる所に、いかゞしてか出けん、虎之助出来て、手もなく主人を刃殺し、并伴の孫之丞をも弑しけるが、家臣何某与三太夫と云者、此物音に驚て駆出ける所を、是も同敷斬倒しぬ。

これが別本『雪窓夜話』では、更に詳細な描写となる。

天和二年壬戌七月十九日ノ黄昏ノコトナリシニ、彦兵衛浴ヨリ出テ浴衣ヲ著シ、座敷ノ縁側ニ端居シテ居ケルヲ、家来虎之助ト云十八歳ナル小奴郎、後ロヨリ脇指ニテ一打ニ切弑シテ、夫ヨリ一子孫之丞ト云八歳ナルヲ、又斬ル。其時家臣ハ独身ニテモ有ケルガ、病氣ニテ長屋ニ引籠リ居ケルヲ、推入テ是ヲモ切殺シテ、門戸ヲシメ錠ヲヲロシ、本宅ニ帰り、召ツカヒノ男女立騒ギケルヲ、「汝等ニ意趣ナケレバ、構フコトナシ。必ズ動クコトナカレ。モシ異心アラバ、俱ニ切ベシ」トテ、恬然ト大胆不敵ナレバ、素ヨリ婦女下郎、何カハ違背スベキ、平伏シテヒソマリ居ケル間、乳母ヲ捕へ、主人所持ノ金銀ノ有所ヲ責問ヒ、是ヲ奪ヒ、徒女婢ニ食ヲ炊ガセテ、心行迄ニ食セ、大ナル握リ飯ヲ藁苞ニ包ミ、角助ト云下部ヲ引具シ、夜ニマギレテ逃行ケル。

彦兵衛、孫之丞、家臣を斬ったことは『因府歴年大雑集』と同じであるが(『因府歴年大雑集』では家臣の名を与三太夫とする)、こちらの方が動作など状況の描写が具体的である。また続いて家人等を脅し金銀を奪い食を貪る様を、彼の「恬然ト大胆不敵」という人物像に収斂

させる書き方である。

科人追跡に関して、『家老日記』では、石井(岩井)郡よりの注進にて、自害人ありとて吟味すると虎之助と角助であったとしていた。『因府歴年大雑集』では、実は次のような壮絶な場面があったとする。虎之助は角助と共に但馬方面を指して逃亡したが、翌朝蔵見村の山中で追人らに囲まれた。すると角助を伴い巖上に登った。

その場へ巨巖のありしかば、此上へ取上り、坦然として座し居たり。多人数これを取囲みしか共、最前の手並に懲て、敢て近付も無し。依之種々好語を以偽寄し捕へんと計りけるに、角助既に下り行んとせる色あるを見て、虎之助申ける様は、「天地の間広しといへ共、主人を殺害せしもの、未助命せられし例を聞ず。汝が如き愚夫に後日恥を曝さしめんよりは、しかじ今我が手にかけて成仏を得さすべきには」と、頓而角助を引寄、脇差にて刺殺し、「虎之助が最期の体を見置よ」と云まゝに、直にその血刃を含んで断巖より倒に落て貫れて死しければ、見る人皆身の毛をよだてける。今に此所へは、虎之助巖とて遺蹤を伝へけるよし、村民の語りける。

蔵見村ではこの話が伝承されているというのである。別本『雪窓夜話』では、

(追人らが巖の上の二人を)取巻テスカシヲロサシメントス。虎之助、今ハ遁レマジクヤ思ヒケン、角助ニ向ヒ、「我自害スベシ。汝モ覚悟セヨ」ト云。角助フルヒワナ、キケルヲ、「未練者、拙モ自ラ死スルコトハ成マジ」トテ、矢庭ニ引寄セ刺殺シ、「追手ノ手ニハ思ヒヨラズ」ト荒言シテ、返ス太刀ヲ咽ニツラヌキ、岩上ヨリ真逆ニ落テ死シタリケル。冷眼ジキ形勢ニテアリケリト云

り。今二其岩ヲ、虎之助岩ト云習ハシケリ。

二書は、話は大筋重なるものの、行文は合致しない。相互に影響関係にあるものではなく、共通する語り伝えを元にそれぞれ書き留められたものと解される。

また虎之助の罪により彼の父にも刑が及んだが、このことに関連して、『因府歴年大雑集』に言う。

此父の語けるには、「我若き比、高野聖を山中にて殺して金を掠けるに、その時には露顕せずして年を歴けるが、虎之助出生せしに、成長するに従て、いかにもその面ざし先に殺したる聖によく似ける故、不思議なる事に思ひ居けるが、果して彼が為に命を殞しけるは自業自得なり」と、おのが因果の程をかきくどきけるとぞ。

一方別本『雪窓夜話』では、次のように簡潔である。

親ハ作州宇和津生処ナリ。「先年高野山衆ヲ殺シテ金ヲ奪ヒ、当国ニ通来テ住ケルガ、宿業不<sub>レ</sub>通、今爰ニ報ヒケル」ト懺悔シテ、首ヲ刎ラレケルト也。

この部分に関しては、『因府歴年大雑集』の方が内面の震慄をより伝える文章になっている。なお、同じく岡島正義の編による『因府年表』<sup>15</sup>では、この父親の告白に関する事を、「世説に云」、「今に邦俗の口碑に伝れり」と、口承により知られるものであるとしている。

虎之助が主彦兵衛を害するに至った動機についても語り伝えが行われていた。『因府歴年大雑集』では次のように記す。

当家の伴未幼少なりけるが、町方へ盆中の躍を見物に出んとて、小草履取虎之助と云へる若年之者を付て出しけるに、虎之助は、主人へも不告して躍の中に打交りて、無余念踊居ける程に、彼伴

鳥取藩池田光仲時代における事件の実録化について(田中則雄)

は、帰らんとて虎之助を呼共、その辺には見へざりしかば、無詮方一人家に帰りて、しかゞの由告申ければ、彦兵衛は兼而家人の召仕方苛酷の聞へありけるが、大に立腹し、虎之助が帰来を待て譴責せる事、法に過しとかや。加<sub>レ</sub>之、斬戮に処すべしとて、一間へ閉籠家人を番に付置ける。如何成子細ありて斯は手延に相成たるにや、不審候。

傍線部のように言うものの、彦兵衛が具体的に何をしたかは書かれていない。

別本『雪窓夜話』ではそのあたりのことが詳しい。先ず、「賊元来金銀ヲ奪ントノ工ミ(ニ)非ズ」、強盗目的ではなかったとした上で、この事件は、彦兵衛の人間性の問題に起因するとの見方を示す。

彦兵衛歳未ダ三十二ミタズ、天質不遜ニシテ、人ヲ侮リ、アマツサへ大酒ヲ嗜ミ、ヤ、モスレバ放逸無三ノフルマヒドモ多カリケレバ、傍輩トイヘドモ親近スル者少ク、叔父久七是ヲ折檻シテ飲酒ヲ誡メ誓約ヲ書シメタリ。今ノ久六ガ家ニ残レリ。

さて去る七月一四日の夜、彦兵衛の一子孫之丞が踊り見物に行くとして虎之助を供に遣わした。兼ねて踊りが好きであった虎之助は、孫之丞を人に預けて自分は人々と共に謡い躍ったので、孫之丞は退屈して人に伴われて帰った。虎之助は夜更けまで躍り続け、帰ろうとして孫之丞を探すが既に帰っていたので、仕方なくすこすこ帰った。かくて翌日彦兵衛による譴責が生じた。

彦兵衛、虎之助ヲ座敷ノ広庭ニ呼出シテ、「汝ハ躍ガスキナレバ、躍テ見セヨ」ト云。僕身ニ覚ヘタル誤リアレバ、赤面シテ踞ル。主人弥責ルコト再三ナリ。僕固<sub>カク</sub>辞スレドモ叶ハズ、立テ躍リケル。シバく時ウツレドモ許サズ。モシ懈<sub>ヤコク</sub>リアレバ、罽<sub>ノ</sub>鞭ウチ、

鳥取藩池田光仲時代における事件の実録化について（田中則雄）

八

猶厭ハズヤ思ヒケン、終ニハ大便小便ヲ吞セテ止ケリトナン。僕一言モナク、恥辱ヲ面目ニヒタシテ己ガ部屋ニ入り、飲食ヲ絶テ不レ出トナリ。傍若無人ノ呵嘖、サホド憎クカラニハ殺サンニ如カズ。僕ガ行跡ニ超タリト云ンカ。

この時封印された虎之助の憤怒が、四日後の一九日に爆発したと見ているのである。

以上掲げた『因府歴年大雑集』、別本『雪窓夜話』の記述は大筋において齟齬するものではないが、一方が一方に依拠して成ったという関係は認め難く、原初となる語り伝えを元にそれぞれ筆記されたものと思われる。なお前掲した『因府年表』の、世説、口碑に拠るといふ言の通りであれば、事件の細部に関する語り伝えは、岡島正義の生きた近世後期にまで及んでいたということになる。

#### 四 深尾角馬による百姓三人斬害事件

天和二年（一六八二）一〇月二三日、深尾角馬が百姓三人を斬害する事件が起こった。『家老日記』同月二一日の条によれば、事件後角馬は口上書を提出、殿様のお耳に達したが、彼には道理が無いとされ、組頭神戸縫殿へ御預けとなった。そしてこの二一日評定所へ罷り出るよう命じたが、委細口上書に記したとて拒否したため、殿様は使者に、必ず同道せよ、抵抗したらその場で討つてよいと仰せ付けられた。角馬は漸くこれに従ったが、この度の一件不届なる旨仰せ渡された。

深尾角馬、去十三日於在宅百姓三人切殺申候。其趣以口上書、神戸縫殿迄申達候。同十九日達御耳候。右之委細道理無之に付、神戸縫殿へ御預可被成と被仰出。廿一日評定所へ罷出候様に、乾十

郎右衛門・寺嶋彦右衛門同道候而罷出候様にと申遣候処、「前廉委細書記差上候上は、罷出に不及儀」と、不罷出由。「然共縫殿方之儀に候は、可罷出」と両人之使え申越候。「御意と不承候故、心得違にても可有之」と、達御耳、重而右之両使に、「評定所へ同道候様に被仰渡も有之候間、可罷出」と被仰遣候。「此上にて不罷出候は、当分に討申様に」と、兩人え被仰付事、歩行目付衆門外迄罷越居申様に、万一首尾により内へも参候様にと、横目衆へ申渡事。其後評定所え角馬罷出候故、今度不届之被仰渡申渡、即刻縫殿方へ請取之候事。

かくて同二七日の条には、次のように裁許が下ったとある。

深尾角馬被仰付事。

一今度、於在宅百姓三人令殺害候段、組頭迄差出候口上書之通迄にては、斬之科にて無之処、理不尽の事。

一兼而之依意趣、此度存立儀候は、前廉組頭又は横目えも可相断之処、無其儀段越度之事。

一評定所え罷出候儀、及異儀、剩其節見廻之者共え無断請候事。

右之通、不届思召付而、切腹被仰付旨、神戸縫殿え志摩宅に而申渡事、為検使中西長太夫・喜多村八兵衛縫殿宅え罷越候事。

元より斬害の件自体が理不尽であり、その他の対応も不適切であったとして、切腹を仰せ付けられた。但しここには、彼が百姓三人を斬ったという事件の本身については全く触れられていない。なお、江戸藩邸で作成された『御用人日記』<sup>16</sup>でもこの点は同様である。

『陟記語林』<sup>17</sup>は、池田光仲の側室厚恩院が光仲の行状について語った事を、上野忠親が筆記したものである。この件に関する一条で、事件発生の際について述べている。

(角馬は)晩年ニハ八東郡花フサ郡家ト云村里ニ逼塞シ居ケルニ、庄屋ノ子権右衛門トヤラン云者角馬ガ娘ト密通シケルヲ、娘トモニ相手ヲ討テ捨ナバ後難ナカルベキニ、角馬思様ハ、「子ノ恥ハ親ノ恥ナリ。露顯シテ切テ捨テモ我世上へ面目ナシ」ト心付タルハ、左モ有ベキトモ云ンガ、左アリナバ一向知ラヌ顔ニテ差置テ外ニ又何トゾ思案モ有ベキ事ナルニ、事ヲ左右ニ託シテ相手ヲ討ント思フハ、武ノ一偏ニカタヨリテ世法ノ立ザルヲ知ザル也。其年ノ年貢ニ悪米ヲ持来レルト云テ其罪ヲ咎メ、親モ子モ一所ニ討捨ケリ。此事会所ノ御沙汰ニ成テ、殺ス程ノ罪無キ者ヲ理不尽ニ殺害シタルニ落居セリ。是ニ因テ在郷ヨリ御城下へ召出サレ、角馬ガ組頭ナレバ、神戸縫殿ガ宅ニ預置レケリ。

娘の私通を揉み消すための所為であったとする。続いて角馬が剛強の者とされ、よって神戸宅に預け置くに際して剛力の者を番人に付けたことをいう。これは、先ずは彼が雖井蛙流を創始した剣術の師であったことによるが、同時にその人格に警戒すべき側面があったことが関係していたと見ている。

角馬ハ兼テ剛強ノ者ト呼レ、其頃ハ専ラ武ヲ励ミ腕ヲ摩ル者ノミ多キ中ニ、角馬ト見テハ其席ヲ避テ一坐セザル程ノ者也。角馬ハ並ヨリ小男ニテ、夏ナドハ渋帷子ニ寸ノ短キ朱鞆ノ大小ヲ指テ異体ニ見ユ。サノミ力有ル沙汰モ無ク、傍輩ト付合口論モセザレドモ、トカク世上ヨリ恐怖シケレバ、横紙破リニ死ヲ極メ死物狂ヒニイカナル無分別ヲカ仕出サンモ知難シトテ、其頃ハ相撲ヲ御好ミナサレシカバ、音ニ聞エタル大力ノ河南空兵衛ナド云タル者等ヲ撰出シ、十余人ヅ、隔番ニ付置レタリシガ、

然るに角馬は最期に臨んで極めて冷静な振る舞いをした。番人たちに

鳥取藩池田光仲時代における事件の実録化について(田中則雄)

向かつて、以前他国で見物した相撲の話をする。その最中に検使として喜多村八兵衛が来て、切腹仰せ付けの由を申し渡す。角馬は、言説爽やかに一礼述べて元の座敷に戻って番人たちに向かい、「拙者重キ御咎ヲ蒙ル上ハ討首ニ仰付ラレテモ是非ニ及バザルヲ、武士ノ大法ニ死ヲ賜ルハ有難キ事也」と述べた上で、先ほどの相撲の話を続きを今生の名残として聞いて欲しいと言ひ、自分が見た手合わせの有様を、「真実ニ其心ヨリ面白ク思フ気色ニテ、平生ヨリモ猶イサマシク仕方咄ヲシテ仕廻タリ」、「其時ノ物云ヒ気色ヲ見ルニ、今切腹ノ座敷トハ見エザリツルト、舌ヲ卷テ一ツ話ニナセリ」という様であった。その後神戸縫殿が現れると、過日御所望承った家法の薬方について御返答申すと言ひ、硯を取り寄せ委細に書き記して渡した。続いて行水を勧められるが、家を出る時切腹の覚悟で既に済ませて来たので不要と答える。また彼は兼ねて牡丹を好み、世に深尾紅と呼ばれる無類の名花を作っていた。荒尾志摩が度々所望したが、権柄に圧せられて送ったと思われては不本意とて応じなかった。自分が伏誅した後に詔う者が掘り遣わしては無念と思ひ、手づから掘り出して捨てたとのことであつた。介錯は剣術の弟子鈴置四郎兵衛を頼み、既に切腹に臨む時、懷中より「守義院清勇」と自筆した紙を出して鈴置に渡し、この法名を以て本浄寺にて回向を頼みたいと述べ、完爾として座に直つた。「何トナキ物云、立サバキ、死場ニ向フ人ノ気色トハ見エズ」。そして「ヨキ時分ナレバ、切腹ノ作法ヲ教フベシ」とて、左右の足の拇指を捻じ折つたが、これは、介錯された拍子に骸が立ち上がり仰のけに匆ね返ると見苦しいので、前方へ俯き倒れるようにするものと説明し、腹一文字に掻き切つた。「存生ノ時ニハカタクナ者ナド、云タレドモ、死場ニ其名ヲ揚テ、平生ノ悪名ハは消失テ云出ス者モ無シ」と評さ

れた。

光仲は角馬のことを長く心に留め続けたという。以後、喜多村八兵衛(前出の検使)を召し出し、角馬最期の仕儀を語らせたが、

其咄ノ内ヨリ御落涙ナサレ、御ツフリヲ上サセラレズ。事畢テ自

ラ御涙ヲ拭ハセ給ヒテ、「扱モ惜キ者ヲ殺ツル事哉。家ノ大法ト

云モノハ思フニ叶ハネバ是非ナシ。アタラ侍ヲ一人失ヒタリ」ト

ノ御意アリ。

その後も逝去の前まで年に何度も喜多村を召しては語らせ、必ず「大法ト云モノハ是非ナキモノニテ有ケリ。扱モ惜キ侍ヲ殺シタル事哉」として落涙された。そして尼公(厚恩院)は、「数遍聞タルニヨリ、此事ハ今モ能覚エテ居ル」と仰せられたという。また、喜多村が筆者上野忠親にこう語ったともいう。

〔殿様に語る度に〕イツモ板行ノ書ヲヨム様ニ申上ザレバ成ザルニヨリ、後ニハ八兵衛モ甚心勞ニ成テ、前後増減ナキ様ニト深ク慎テ少モ滞リナク申上ル内ニハ、寒中ニモ一身ニ大汗ヲ流シタリ。〕

この『陟記語林』所収の条は、厚恩院が語った内容を中心とし、末尾に喜多村の談を加えたものであり、実説として受けとめられているものと推測できる。ここには、角馬による斬害が生じた経緯のことが述べられている。且つ角馬の最期における振る舞いが克明に描かれ、そこに表れた彼の人物像によつて、斬害事件の理不尽を打ち消して藩内では語られたこと、そしてそのことの先頭に位置したのが光仲であったということが見て取れるのである。

佐藤長健の『因府録』では、専らこの『陟記語林』の文章を掲げる。但し出典は記さず、また「尼公曰」云々の表現を外し、事を淡々

と記す文章に整え直している。

岡島正義の『因府年表』では次のように言う。

案、覚馬に最愛の娘あり。彼三人の村民の内に陰穢あり。覚馬深く此事を恥て、知たる者どもを殺害す。素より身家を捨ての覚悟にて遂に隠諱せしと云。

先の『陟記語林』では、年貢の米に言い掛かりを付け相手方の親子を斬ったとしていたが、ここでは娘の私通のことを知る者共を殺害したとする。

彼の娘が百姓家の息子と通じたことが発端であるとする説が藩内に拡がっていたことは、また別の資料からも知られる。別本『雪窓夜話』には、以下に掲げる通り詳細な記述が見られる。

角馬一人ノ娘アリ。名ヲ於鍋ト云。同村(八東郡花房郡家村)ニ奥家ノ清兵衛ト云ル富農アリ。嫡子ヲ治右衛門、二男ヲ長右衛門ト云、一家ノ上下四十人計モ暮シケル隠レナキ百姓ナリ。

事の起こりは、この娘が奥家の次男長右衛門を恋慕し、乳母に艶書を託し、七月の謡躍の場に紛れて渡したことであった。

其後角馬此コトヲ知テ胸間ニ安カラズトイヘドモ、シカドノコトニ及ンデハ娘不義ノ難ノガレズ。如何ニモ穩便ノ方便ヲ思惟シケル。

深尾の長屋に住む七右衛門という小百姓は元来奥家に長く仕えた者であったので、この者を使いとして、秘かに先方へ娘を嫁せしめようと考えた。一方七右衛門は、深尾は武家なれど困乏、奥家は農家なれど名高き富有故両家の幸いと思ひ、角馬の胸臆を探り問う。角馬は究竟の事と内心喜んだが、表には「彼は富農、当方は貧士故難しかろう」と答えた。七右衛門は角馬の本意を読み取り、清兵衛にこのことを談

じた。

清兵衛素ヨリ百姓原、兼テ角馬ガ天性急速ナルヲ恐怖レタレバ、更ニ思ヨラズ、眉ヲヒソメテ云ク、「琴瑟鋤鋏二代ベカラズ。恐ラクハ業ヲ廢シ家ヲ破ルノ基ヒ是ヨリ甚シキハナシ。世ニイフ牛ハ牛連レコソ長久策ナリ」ト一向塵灰モツカザル体タラクナレバ、七右衛門案ニ違ヒ深尾ニ再談スベキヤウナク閉口シタリケルガ、他日角馬其コトヲモレ聞テ忿憤ニタヘズト雖モ更ニ其色モミヘズ打過ケル。

かくて玄猪に当たる一〇月一三日、例年奥家から深尾に餅を贈っていたが、偶々これを忘れて日暮れに及んでしまった。相手の機嫌を思い煩い、長右衛門が一器を持参して弁解しつつ詫びた。角馬は案の外喜色を表し長右衛門を暫く引き留めて雑話する。やがて帰ろうとして、草履を探つて俯くところを抜き打ちに切り付けた。そして長屋に居る七右衛門を呼び出し、父親の清兵衛を呼びに行かせる。

清兵衛家族長右衛門ガ遅キヲ案ジ居ケレバ、何事ナラント清兵衛急テ来リケルヲ、角馬ハ門ノ扉ニ待伏シテヤリ過テ是ヲキリ、夫ヨリ又治右衛門ニモ来レト云ヤリケル。

長男の治右衛門は只事ならずと父弟の身を憂えつつ来た。

深尾ガ門ノ外面ニ立テ内ノ様子ヲ覗フニ、月サヤカニシテ門内ノ体アリくト見透ケル。

治右衛門は仰天して逃げ帰り、有り合う金銀を携え船岡を指して逃げたが、大事を忘れたとて途中から自宅へ引き返した。角馬は待てども治右衛門が来ないので、奥家へ行き門内に忍び入り様子を窺っていた。治右衛門はそれを知らずに帰って来て斬り付けられる。治右衛門は逃げ回るが、七右衛門がこれを捕らえる。角馬は治右衛門を斬って、

静々と家に帰り、その趣を鳥取に通達した。翌一四日組頭をはじめ監察の面々が大勢在所に到着、清兵衛の家族は大いに驚き、残った者も斬られるのかと狼狽し逃げ回った。

ここからは前掲『家老日記』と同内容のことが、但し若干詳細な文言で記される。即ち、殿様は角馬の口上を聞かれても、この斬害には道理は無いとされ、組頭へお預けなされたこと、評定所へ出るよう申し付けたものの、既に提出した書面に尽くしたとてこれを拒否したと、殿様から再度の申し付けがあり、抗えば即時に討つべしとも仰せられたこと、二七日、角馬への切腹仰せ付けがなされたことその三箇条の文面、全て『家老日記』の記述と合致する。このあたりは藩に伝わった記録に依拠して書いていることが窺える。

更に続けて切腹の前の一連の振る舞いが記される。その内容は『陟記語林』と重なるが、文章はそれより簡潔である。その上で、次のような角馬への評価を記している。

大丈夫ソレ程武名ヲ惜ムナラ、疾ク娘ヲバ斬ザルゾヤ。言行同ジカラズ。人ヲ殺スコト塵埃ヨリモ軽ク、唯一女ノ愛情ニ眩惑シテ終ヲヨクセズ。慎ズンバアルベカラズ。

続けて、角馬は「是マデ手討ヲ嗜ムコト六十度ニ及」んだとし、殿様は、角馬に対して慮外不屈をする者がそこまで多いというのは不自然である、今回の事件についても心を付けて詮議するようにと仰せられたとする。

足立正声が編纂した『剝蘚集』<sup>18</sup>（安政六年（一八五九）成）には、「雪窓夜話曰」として、別本『雪窓夜話』の右に掲げた一連の文章を引く。それに加えて、上野忠親『雪窓夜話』巻八に収める次の話を挙げて（以下、直接『雪窓夜話』の写本に拠って掲げる）。江戸誌

めの折に、若き面々が式台に集まって、誰の丈はあの鴨居に届くかなどと話していたのを、角馬は自分が小男であるのを嘲弄するものと思ひ、帯せる脇指を引き抜き我が頭上に立て、「拙者ノ尺ハ鴨柄ニ余リタルニハアラズヤ」と言つたとし、

一座ノ咄ヤミテ二言トイフ者ナク苦笑シテ居タルト、其比ノ世上ノ沙汰ニテアリケルト云レシ也。虚実ハ知ザレ共、此人ニ於テハ云カネマジキ人ナレバ、諸人共ニサモアラント思ヒテ云ヒロメケルナラン。人ミナ避テ通シテ相手ニ成ザリシハ尤ノ事也。

なお『剝藪集』には引かないが、同じく『雪窓夜話』巻八には、角馬の武術の系譜について説明した後、「角馬ハ一方向カタクナ人ニテ有ケレバ、傍輩中モ用捨シテ親近スル者ナカリシト也」としており、やはりその人格に一癖有ることが言い伝えられていたことが知られる。

別本『雪窓夜話』所収話では、角馬が武術の達人であり、最期の振る舞いも殊勝であったことと、しかし一方で百姓斬害は理不尽なるものであったこと、その懸隔の背後に彼の人格の問題を捉えている。奥家の清兵衛が婚姻の話を断つたのは、「兼テ角馬ガ天性急速ナルヲ恐怖レ」ていたためとしていた。周囲に一種の底気味悪さを与えてしまふが故に他者と意思疎通をうまく図れず、その中で劣等感や被害妄想を増幅させ、独善不寛容に陥つてしまふ。これはまた、忠親『雪窓夜話』の、頭上に脇指を立てる人物像とも繋がる部分があった。

## 五 宮脇久右衛門京都における刃傷事件

正徳六年（一七一六）大坂で刊行された熊沢淡庵編『近代正説碎玉話』（以下『碎玉話』）巻八に、元鳥取藩士宮脇久右衛門が京都で起こ

した刃傷事件のことが記される。<sup>19)</sup>

松平相模守光仲ノ従士宮脇久右衛門、故アリテ因州ヲ出奔シ妙心寺ニ往テ円頂黒衣ノ姿トナル。

宮脇は天神の縁日に老いたる禪門一人を誘引して北野に参詣したが、その帰路、禪門が大酔して町同心八人に行き当たり、同心らが大いに罵った。宮脇は鄭重に詫びたが同心らは聞き入れず、二人とも打ち倒せと取り巻いた。宮脇は「今コソ坊主ナレ、近比マデ武士ナリシゾ。恥辱ヲ受テカンニンハセマジ」とて、禪門の杖を取り、向かつてくる同心の刀を打ち落として奪うや即座に斬り倒した。続いてまた一人を斬り四人に手を追わせて追い散らした。宮脇はその場で腹を切ろうとしたが、近辺の者たちがこれを止めて奉行所へ連れて行く。板倉周防守重宗の問いに、武士の習染を忘れずしてかかる仕儀に及んだ旨答え、あとは物も言わなかった。板倉は、全く同心らの狼藉であるとして、宮脇を助け、光仲に使者を遣わし、彼を帰参させらるべしと言い送った。光仲は宮脇を召し返して本知四百石を与えた——とする。然るにこれを修正する説が鳥取藩関係者の側から唱えられた。上野忠親『雪窓夜話』巻九に、先ず右の『碎玉話』の該当話を全文にわたって引用し、その上で言う。

備前、因幡ハ同家ノ別レニテ同ジ家中ノ如クニテ相互ニ家中ノ事ヲ知ラレバ、熊沢ガ書レシ事大方相違ノ事ナケレ共、余程年ヲ経テノ事ナレバ、其咄ニ展転ノ誤リ無コト能ハズ。

編者の熊沢淡庵は肥前平戸藩の出身で後に岡山藩池田家に仕えたときされる人であることから遠慮した物言いをしているが、この事件の次第について「子ガ聞タルトハ大キニ相違アリ」として以下の説を述べる。

此宮脇ハ人ニ勝タル大力ニテ大胆不敵ノ荒者ニテ、何トモ手に余

リ持アゲミ、此通りニテ宮脇ノ家名ヲ相続セシメナバ何事ノ過失  
ヲヤ仕出サンモ知ガタシト、類中ノ相談ニテ、妙心寺塔頭天球院  
ハ御当家ノ御位牌所ナレバ、住持ヲ頼ミ出家セシメ、其名ヲ是中  
ト云タル也。

即ち忠親は、『碎玉話』に「故アリテ因州ヲ出奔シ」と国法に違犯し  
たかのように言うのは不正確で、自分は、宮脇玄蕃の家より出た安藤  
弥右衛門なる老士に委細を聞いたので、こちらを信ずべしと主張す  
る。また鳥取龍峯寺の前住蘭随和尚は、正に宮脇が負傷して妙心寺に  
帰つて来た時に介抱した僧である。興禅寺の寂潭和尚は蘭随より遙か  
に年若く、この時は小僧にて、老僧衆の話を側で委細に聞いた人であ  
る。ある時蘭随が興禅寺へ招かれ、寂潭と昔今の話が多く出た時自分  
は行き合わせてこれを聞いたが、事件の次第は『碎玉話』に言う所と  
大いに異なるとする。

先ず喧嘩の場所は北野ではなく、祇園の御旅所、寺町四条の辻で始  
まり、そこから寺町通りを下がること一町の内を斬り合つたのであ  
る。『碎玉話』は白昼の喧嘩と捉えているが、実は夜のこと。相手は  
町同心ではなく、この部分は自分が蘭随から聞いた話の記憶が曖昧だ  
が、讃岐か伊予か、四国の者には相違なく、「其国ヨリ学文ノ為ニ上  
京シテ四五年モ滞留シテ居タル者共」で、医師、儒者、神道者、浪人  
の侍などが含まれており、その内の四五人が本国へ帰るといので学  
友共が祇園町で送別の遊宴をしていた。

其時ニ茶屋ノ前ヲ宮脇一人ノ影間治郎カゲマヤヲウ同道シテ通りタルヲ見  
テ、茶屋ニ居タル乱酔ノ者ドモ、「出家ノ白昼ニ余リ二人ノ耳目  
ヲ憚カラザル体ヲスル」ト云テ種々ノ悪口ヲ云タレ共、

宮脇は、自分は無刀の身にて敵対叶わず、また殊に「歌舞妓ノ子共ヲ

鳥取藩池田光仲時代における事件の実録化について（田中則雄）

誘引シタルナレバ時節ワロシ」と考え、「無念ノ胸ヲ摩テ」<sup>サスリ</sup>行き過ぎ  
た。しかし、「元來任侠ノ過タル故ニ依テ信心モ發起セザル宮脇ヲ無  
理無体ニ出家サセタル者ナレバ、姿ハ沙門ナレ共心ハ昔ニカハラズ」、  
「イカニシテモ昼ノ一言ハ黙シテハ居ラレズ」、日は暮れたがかの輩は  
未だ酒を飲み続けているであろうから、その帰りを待ち合わせて鬱憤  
を散ずべしと、「昔ノ無分別ヲコリテ恠ウツラレズ、黒衣ノ下ニ脇指ヲ帶  
シテ、誰ニモスト知シメズ只一人天球院ヲ夜中ニ忍ビ出ケル」。かく  
て寺町四条の辻で、茶屋より帰る件の酔人たちと行き合った。「今日  
ノ悪口雑言思ヒ知レ」と言い様脇指を抜いて一打に斬り倒し、その脇  
指を町家の屋の上に投げ上げ、斬り倒した敵の刀を奪い取つて六七人  
を相手に戦うが、敵は大勢、斬り捲かれて寺町通りを南へ引き退り、  
斬り合つた末、大溝に倒れ入つた。追つて来た者共も宮脇の上に将棋  
倒しに転び重なる。宮脇は溝の中に仰臥ながら上に載つた者共を持ち  
上げ楯にしたので、相手方は同士討ちに斬られた。その隙に大溝から  
這い上がり残る者共と戦い、三人を斬害し、四五人に深手浅手を負わ  
せた。「寺内ニハ喧嘩ノ様子ヲ知リタル者モ有ツレ共、此事其比寺外  
ニテハ一向沙汰ナシ」となった。公儀からは、帯刀の者が僧侶に狼藉  
仕掛くるとは卑怯至極、不届千万とされ、彼等は斬られ損となり、宮  
脇はお咎め無しで相済んだ。この人は後に還俗して宮脇平太左衛門と  
言つた。以上が二名の和尚の話である、とする。<sup>20)</sup>

前述の通り『碎玉話』が刊行されたのが正徳六年（一七一六）、後  
印本も多く、従つてこの説の方が流布していたと推定できる。地方の  
事件に関する話が、全国の話を集成する武家説話集に取り込まれる  
時、実説から離れて筋を明瞭化し善悪褒貶を截然と示す方向へと変容  
していく傾向が認められるが、<sup>21)</sup>ここでもそのことが起こっている。鳥

取藩関係者の間では、この一旦流布した説を敢えて強く意識しつつ、真説はこうであると修正する形で語り伝えていたのである。一方第一節に挙げた如き近代の書籍は、専ら『碎玉話』に依拠し、地元の関係者の間にかかる言説があったことは把握しないまま、これを唯一のものと理解したのであったと思われる。

## 六 結語

前稿で扱った宅間八太夫事件が生じたのは寛文十一年(一六七二)、やはり光仲時代であった。これに本稿で検討した所を併せ考えると、光仲時代の事件は約半世紀を経て一七〇〇年代の前半から中葉にかけて、依然として鳥取藩関係者の間で語り伝えられ、その内容が上野忠親や佐藤長健の著作に書き留められたのであったことが窺える。更に降って一八〇〇年代中葉、岡島正義や足立正声によって改めて収集採録が行われたが、そこには、忠親・長健の著作から引くものもあれば、同時代の口承に拠っているものもあり、ある事件に関する情報などがどの時点で変容したかを明確に跡付けるのは難しい。ただ、藩の公的記録が記さない事件の内実部分に関して、実はこうであったと、当事者の人間性や状況などと関連付けて筋を通して語る営みが長きにわたって行われていたことは窺い知れる。地方には一方で、地元で起こった事件を実録体小説としての書物の形態に整えるに至った例も多々存する。その成立過程においても、本稿で見た如き語り伝え書き伝えの営みが行われたかと推測するが、検証は今後の課題とする。

## 注

- (1) 『山陰研究』一五、二〇二二年二月。
- (2) 『鳥取県史 第四卷』(鳥取県、一九八一年)
- (3) この高浜・西田喧嘩の一件については、第二節で改めて検討する。
- (4) 『鳥取藩研究の最前線』(鳥取県立博物館、二〇一七年)所収。
- (5) 初出は一九一八年。『三田村鳶魚全集 第一卷』(中央公論社、一九七六年)所収。
- (6) この他押川春浪・窪田空穂校『柳荒美談上篇(国民叢書第一篇)』(村瀬書院、一九一一年)等も同じ話を載せる。
- (7) 『家老日記』は、鳥取県立博物館蔵。
- (8) 『高浜榎弥家譜』は、鳥取県立博物館蔵。
- (9) 『因府録』は、『鳥取県史 第六卷』(鳥取県、一九七四年)に拠る。
- (10) 「早船も淀、遅船も淀」(物事に遅速はあれど結局同じ所へ辿り着く)という俚諺を出して、高浜の家系のことを当て擦ったのである。
- (11) 上野忠親『雪窓夜話』は、鳥取県立図書館蔵本に拠る。
- (12) この写本については、注1前掲論文において論及した。
- (13) 『因府歴年大雑集』は、『新鳥取県史 資料編 近世6』(鳥取県、二〇一九年)に拠る。
- (14) 「いかゞしか出けん」とは、この後に引用する部分に、彦兵衛が虎之助を譴責した後一間に閉じ込めて番を付け置いたことを記すのを受け、囲みを破って彦兵衛を襲ったことを言う。同じく岡島正義の編による『因府年表』(注15参照)にも、「斯る処に如何して事を拵へ候ことや、其囲を抜出」と、同様の捉え方をしている。
- (15) 『因府年表』は、『鳥取県史 第七卷』(鳥取県、一九七六年)に拠る。
- (16) 『御用人日記』は、鳥取県立博物館蔵。
- (17) 『陟記語林』は、鳥取県立図書館蔵本(請求記号、二八九/三一一)に

拠る。

(18) 『剝鮮集』は、鳥取県立図書館蔵。

(19) 『近代正説碎玉話』は、周南市立鹿野図書館岩崎文庫蔵本(国文学研究資料館国書データベース)に拠る。

(20) 『因府夜話』は、延享二年(一七四五)に没した佐藤長通が晩年に著し、子の長健が引き継いで増補したとされるが、その増補部分には上野忠親『雪窓夜話』と同一の話が多く含まれている。この条、『雪窓夜話』が両和尚の談としてその出所を明示するのに対して、『因府夜話』では曖昧な書き方になっており、この話に関しては『雪窓夜話』の方が原型であったかと思われる。

(21) 注1前掲論文などに、実例と共に論じた。

資料の引用にあたり、下記の処理を行った。

- 一、漢字は原則として現在通行の字体を用いた。
- 一、明らかな誤字は断らずに改めた。脱字は( )で補った。
- 一、原本における有無如何にかかわらず、新たに濁点、句読点を付し、発話部分に「」を補った。
- 一、原本にある振り仮名は読解上必要と思われるもの以外は省略した。
- 一、傍線、( )による語句の補記等は、全て筆者による。

本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰の文学・歴史関係資料の基礎的調査研究と発信・公開に関するプロジェクト」(二〇二二～二〇二四年度、代表・田中則雄)、JSPS科研費二二K〇〇二六四「地方実録の展開と享受に関する基礎的研究」による研究成果の一部である。

鳥取藩池田光仲時代における事件の実録化について(田中則雄)

# Authenticity of Historical Accounts of Events That Occurred in the Tottori Domain During the Reign of Mitsunaka Ikeda

TANAKA Norio

(Faculty of Law and Literature, Shimane University)

## [Abstract]

Looking at *Tottori Hansei Shiryo* and the collection of documents associated to it, we find that the various incidents involving the feudal retainer were not only written down in the official records of the domain such as the “Karo Nikki,” but at the same time various accounts about the circumstances and people involved were also created. The events were thus recorded in various kinds of literature over the course of time. In addition, the actual facts in these accounts were also modified and extended, and unique interpretations and evaluations of people and events were created. Something similar to the creation and development of *jitsuroku* (*jitsuroku-tai shosetsu* literally means true record novels) is taking place here. The four stabbing incidents that occurred between 1632–1685, during the reign of Mitsunaka Ikeda—the first feudal lord of the Tottori Domain—continued to be written and transmitted until the mid-1800s. Here, we will look at the aspects of authenticity that can be observed in these writings.

Keywords: historical novels, early modern novels, Tottori Domain